



島根県報

令和2年9月29日（火）

第 145 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
健康増進法施行細則の一部を改正する規則	（健 康 推 進 課）	2
島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	3

【告 示】

土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
県営土地改良事業計画の変更	（ ” ）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		4
---	--	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		6
個人演説会を開催することができる施設の指定		6
個人演説会を開催することができる施設の変更		6
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		6

公布された条例等のあらまし

◇職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

雇用保険法の特定受給資格者に相当する職員に係る規定の整備（附則第29項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇健康増進法施行細則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第6号その1・様式第6号その2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

養成部門の編成を改めるに伴う様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

令和2年10月1日から施行することとした。

規 則

職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第75号

職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 29 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第5条の4の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員退職手当に関する条例施行規則附則第29項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第76号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第6号その1中「3. 老人福祉施設」を「3. 介護医療院」に、「4. 社会福祉施設」を「4. 老人福祉施設」に、「5. その他」を「5. 社会福祉施設 6. その他」に改める。

様式第6号その2中「i. 職員」を「i. 一般成人（事業所等）」に、「j. 事業所等（一般成人）」を「j. 職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第77号

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「専攻」を「専攻・コース」に、

「	専 攻	」	を	専攻・コース	」	に改める。
---	-----	---	---	--------	---	-------

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

小林 彰生 安来市伯太町上小竹854番地

島根県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請

求をすることができる。

令和2年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
揖屋第二地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第582号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯石郡飯南町井戸谷598-1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第6号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

おむつ使用料の項の次に次の7項を加える。

- 歯ブラシ使用料 1本につき 235円
- 吸引歯ブラシ使用料 1本につき 765円
- 口腔ケア用スポンジ使用料 1本につき 25円
- 口腔ケア用ジェル使用料 1個につき 1,120円
- スリッパ使用料 1足につき 720円
- ティッシュペーパー使用料 1箱につき 65円
- 遺体用寝巻使用料 1着につき 1,300円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第35号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島根県神谷まさゆき後援会	陶山 千歳	大塚 泰治	松江市千鳥町8番地	令和2年9月8日
政治結社誠導一靖会 島根支部	角森 一雄	瀬尾 隼人	安来市上吉田町1062	令和2年9月11日
山根ひろし後援会	浅野 拓真	大國 竜幸	松江市浜乃木六丁目31番33号805号室	令和2年9月18日

島根県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県栄養士連盟支部	山本 知子	代表者の氏名	山本 知子	山本 綏津子	令和2年6月18日
自由民主党島根県支部連合会	細田 博之	代表者の氏名	細田 博之	竹下 亘	令和2年8月29日
		会計責任者の氏名	絲原 徳康	福田 正明	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
安部大助後援会	安部 大助	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四29-1	隠岐郡隠岐の島町那久390番地	令和2年9月5日
全国旅館政治連盟島根県支部	皆実 佳邦	代表者の氏名	皆実 佳邦	松崎 滋	令和2年7月1日

原 ひとし後援会	和多田 禎哉	代表者の氏名	和多田 禎哉	原 仁史	令和2年8月30日
原祐二後援会	奥井 三徳	代表者の氏名	奥井 三徳	石原 喜吉	令和2年9月13日

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

政党

国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党島根県第1区総支部	亀井 亜紀子	令和2年9月14日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党島根県連合	亀井 亜紀子	令和2年9月14日

島根県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
雲南市大東地域交流センター	雲南市大東町大東2419番地1	令和2年9月1日

島根県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称	変 更 事 項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
久野交流センター	施設の所在地	雲南市大東町上久野136番地1	雲南市大東町上久野30番地4

島根県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	取消年月日
益田市立中西保健福祉センター	益田市白上町イ743番地2	平成31年4月1日
益田市小野保健福祉センター	益田市戸田町イ501番地	平成31年4月1日
益田市安田保健福祉センター	益田市遠田町384番地2	平成31年4月1日